子供会等助成の内規

二本松自治会会則第四条(目的)及び第五条(事業)の主旨に従い子供会等への助成について次の通り定める。

1. 助成対象

二本松自治会(以下自治会と言う)の区域にある子供会及びこれに準じた活動をしている団体(以下子供会等を言う)とする。

- 2. 自治会の支援と助成
 - (1) 自治会が主催及び協力する行事に参加する。

多摩川クリーン作戦

レクレーション (例バーベキュー祭り)

年末見回り活動

- (2) 子供会の年間予定行事に対して助成する。
- (3) 小学校修了者に記念品を贈呈する。
 - (4) 廃品回収の際場所を提供する

- 4

3. 助成金等の申請

(1) 助成金を希望する子供会等は年度初め(毎年4月~5月)に年間予 定表を自治会長宛に提出する。

毎年2月末日までに自治会長に年間実績を報告する。

- (2) 各ブロック長は毎年2月末日までに小学校(公・私を含む)終了予 定者の名簿を会長宛に提出する。
- 4. 助成金の金額および記念品の決定
 - (1)提出された年間予定並び前年実績を自治会の理事会に於いて精査検 討の上、金額及び記念品を予算の範囲内で決定する。(概ね子供会は 2万円、記念品は5千円を基準とする)

(2) 助成金及び記念品は学校の行事を勘案して、適当な時期に寄贈する。

5. 助成の記録

- (1) 助成金及び子供会等ブロック長から提出された書類は事務局に 保存しておくこと。
- (2) 助成先毎に年月日・金額・記念品目等の明細を作成して、事務局 に保存しておくこと。

平成16年8月28日二本松自治会理事会にて承認された。

二本松自治会